JA間連携による野菜の広域産地化
――めむろごぼうの取組み――

主任研究員　尾高恵美

ここでは、JAめむろを中心とした４JAの連携によるごぼうの広域産地化について報告する。

JAめむろは、北海道十勝地域にある芽室町を管内としている。芽室町は畑作や野菜作を中心に農業が大変盛んで、2013年における農業産出額は230億円であり、636戸の農家が生産を担っている。１戸当たり農業産出額は3,622万円となり、都府県の販売農家１戸当たり農業産出額の７倍に相当する。

１　4JAが連携して広域産地化

JAめむろ管内におけるごぼうの産地化は、1980年に17戸の生産者が生産し販売を始めたのが最初である。当初はそれぞれの生産者が選別と箱詰め作業を行っていたが、85年にJAめむろが選別機を導入し、共同選別と共同販売を開始した。

現在は、JAめむろが中心となり、近隣の３JAも参加して、施設を共同利用し、共同販売を行っている。生産者数は計80戸で、このうちJAめむろの組合員が最も多く73戸、JA帯広かわにしが３戸、JA十勝清水町が２戸、JA中札内村が２戸となっている。栽培面積は合わせて152haになり、北海道内で最大のごぼう産地となっている。

２　予冷・選別施設を共同利用

４JAが共同利用している施設は、JAめむろの予冷施設と選別施設である。

ごぼうの収穫は、２回に分けて行っている。１回目は８月末から11月中旬にかけてであり、予冷施設で貯蔵しながら２月下旬まで出荷している。一部は土中で越冬させて雪解けを待って４～５月に掘り取り出荷している。

選別施設では、太さと長さにより11の統一規格に基づいて共同選別して出荷している。共同選別を行っているが、トレーサビリティに対応して、出荷段ボールごとに生産者を識別できるようになっている。

ごぼう栽培は、麦類など他の畑作物に比べて収益性はよかったが、収穫作業に人手が多くかかり、作付規模の拡大が難しかった。JAが選別機を導入したことにより、生産者の選別作業は省力化されて、その分、収穫作業に充てられる時間が増えた。この結果、ごぼうを栽培する生産者数の増加と１戸当たりの規模拡大が進んで作付面積は増え、出荷量は86年の120トンから、14年には４JA合わせて2,530トンへと、28年間で21倍に拡大した。

３　広域産地で地域ブランド化

販売面でも、JAめむろが４JA分をとりまとめて共同で行っている。生食用に加えて、大型規格を中心にサラダなどの加工用にも出荷している。

JAめむろでは、マーケティングの一環として、11年に「めむろごぼう（第5409064号）」の

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

地域団体商標登録(注)を受けた。地域団体商標とは、地域の名称(例：めむろ)と、商品やサービスの名称(例：ごぼう)を組み合わせた商標である。JA等の地域に根ざした団体が、その構成員による使用を目的に、登録を受けることができる。

商標の対象は、「北海道河西郡芽室町及びその近隣地域で生産され、JAめむろにおいて選別出荷されるごぼう」としており、広域産地としてブランド力の向上を図っている。

4　職員が連携してルールを徹底

販売代金の精算にあたっては、早出し、普通出し、年明け、の３つの出荷期間別に、規格ごとに、加入JAに関係なくすべての出荷者で平均して単価を計算している。３つの期間の設定は、生育状況をみながら、生産者組織とJAが協議して決めている。

JAめむろでは、受入規格や期間等の取扱要領を定めて、他のJAの生産者とも統一を図っている。とくに早出し出荷については、計画的に販売するために、希望する生産者の出荷計画をあらかじめ集計している。４JAの担当者同士が連絡を取り合い、出荷計画の集計、ルールの徹底や品質の高位平準化に努めている。

5　JA間連携で生産者の選択肢を増やす

以上のようなJAめむろが核となったJA間連携による広域産地化の取組みは、次のような効果を生み出している。

めむろごぼうのパッケージ

JAめむろの組合員にとっては、他JAの生産者の出荷を受け入れて施設の利用量が増えることにより、単位当たりの利用料負担が軽減されている。また、輪作作物のため、作付面積は年により多少変動するが、他JAの生産者が参加したことにより、安定的に出荷できるようになり、市場からの信頼の向上につながっている。

一方、近隣JAの組合員にとっては、加入するJAで産地化していない場合にも、JAめむろの施設や販売機能を利用することにより、収益性が高いごぼうを経営に組み込むことが可能となっている。生産者の経営の選択肢が広がることもJA間連携のメリットといえよう。

（おだか　めぐみ）

(注)地域団体商標登録により、商標権を侵害する恐れのある第三者の使用を差し止めたり、損害賠償を請求することができる。模倣品等によるブランドイメージの低下を防ぐ効果が期待されている。特許庁ウェブサイトによれば、16年３月末時点で592件が登録されており、野菜では66の地域団体商標が登録されている。